

第147回 石川県都市計画審議会議事録

平成20年3月21日(金) 14時00分から
石川県庁舎 11階 「1102会議室」

事務局： ただいまから、第147回石川県都市計画審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして小間井土木部長からご挨拶申し上げます。

部長： 土木部長の小間井でございます。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りました。誠にありがとうございます。

平成19年度も残り僅かとなりましたが、今年度の突出すべきことと申しますとやはり、1年前の3月25日に発生しました能登半島地震かとおもいます。

そのときには、多くの皆様のご理解やご協力も得て、1年間、復旧から復興の取り組みを進めてまいりました。本当にありがとうございました。

その中でようやく、まちの復興では、穴水町の土地区画整理事業が3月3日に、立ち上がりました。区画整理に関連して県が整備する復興のシンボルロードについては、今回案件としてお諮りしますので、後ほどご審議方お願い申し上げます。

県の都市計画行政では、都市交通の円滑化、中心市街地の活性化、計画的な土地利用の誘導などに加え、災害に強いまちづくり、石川らしい景観の創出などこれまで以上に、多くの課題に積極的に取り組む必要があると考えておりますので、委員の皆様には、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の審議会には、12件の案件を予定しております。

まず、金沢港周辺において、港湾活用型の土地利用を進めるための都市計画変更に係る案件が3件。

次に、白山市と小松市、能美市において、工業団地の開発のため区域区分を変更する案件が2件。

また、先程申し上げました穴水町の復興のシンボルロードを新規に決定する案件をはじめ、金沢市、小松市、加賀市において道路の変更を行うものが4件。

そして、建築基準法の規定による特殊建築物の敷地の位置に係る案件。

同じく建築基準法の規定による案件で、輪島市の用途地域の決定に伴って、建ぺい率や容積率を定めるエリアなどを変更する案件。

最後に、6月に予定している景観条例の制定に伴って、条例の内容や、県の景観計画、眺望景観保全計画などをご説明した上で、委員の皆様から御意

見を伺う案件。

以上の12件について、ご審議をお願いしたいと考えております。

多少、この案件が多いこともあり時間を頂くこととなりますが、委員の皆様方には、どうかよろしくご審議、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に改めまして、本日出席頂いたことに感謝申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。

議事次第A4、1枚でございます。議案書A4の冊子の方です。それから、最後の方にクリップで留めてありますA3の石川県景観計画(案)及び石川県眺望計画(案)の意見聴取についてというのがあります。それから、資料1「都市計画決定案件(市町決定)一覧表」A3とA4です。資料2といたしまして、「産業廃棄物中間処理施設の立地状況について」A4の2枚でございます。参考資料といたしまして、「第147回石川県都市計画審議会議案に伴う意見書提出状況」についてA4が1枚をお配りしております。

何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

それでは、前回10月23日に開催しました審議会以降の委員の異動につきまして、ご報告を申し上げます。議案書の1ページから3ページをご覧下さい。

関係行政機関委員におかれましては、人事異動に伴いまして北陸地方整備局長の須野原豊様から吉野清文様に替わられました。

市議会議長の代表委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の宮保善一様から中西利雄様に替わられました。

以上、委員の交代についてご報告でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員24名中、18名の委員の方々にご出席いただいております。

これより、川上会長に議事進行をお願い申し上げます。

会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。でございます。

事務局からの報告によりますと、ただいま、出席依頼委員24名中18名と半数以上のご出席をいただいているとのことですので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、井上委員と角間委員をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

事務局： 議案書の4ページをご覧ください。前回の第146回審議会の結果についてご報告いたします。

前回、承認する旨答申のありました、「七尾都市計画道路の変更」につきましては12月4日に、また、「金沢都市計画区域区分の変更」、「金沢都市計画道路の変更」につきましては、ともに12月14日に、また、「松任都市計画道路の変更」につきましては11月13日に都市計画変更の県告示がなされたことを、ご報告いたします。

同じく、前回承認する旨の答申のありました「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」につきましては、11月9日に建築基準法第51条の規定による許可がなされたことを、ご報告いたします。以上でございます。

会長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、金沢都市計画の土地利用関係としまして関連しますので、議案第1482号「金沢都市計画区域の変更について」と議案第1483号「金沢都市計画区域区分の変更」、議案第1486号「金沢都市計画臨港地区の変更」併せて上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： それでは、議第1482号、議第1483号及び議第1486号について、続けてご説明をさせていただきます。

現在、金沢港は、日本海側の重要港湾として、北陸の経済や産業活動を支えている主要な港湾であり、大型船の入港を可能とする水深13mの大水深岸壁の整備など、国際物流拠点化に向けての基盤整備が、急ピッチで進められております。

さらに、大規模な工場の進出があり、今後、関連企業の立地も期待されている地区でもあることから、今回、港湾機能の充実と工場立地など港湾活用型の土地利用の向上を図るため、都市計画法に基づく法的な位置づけを行うものです。

具体的には、まず、都市計画区域外であった「大浜」の埋立地の一部を、都市計画区域に追加し、この埋立地の一部と、市街化調整区域である「粟崎」の工業用地を含めた区域を、市街化区域に指定するものであります。

そして、これらの地区を、工業専用地域に指定し、最後に、既存の工業専用地域も含め、臨港地区に指定するものです。

まず、議第1482号「金沢都市計画区域の変更について」ご説明致します。お手元の議案書では、7から9ページになります。

こちらのスクリーンをご覧ください。変更地区の位置を再度、図面で確認しておきたいと思っております。能登有料道路、金沢能登連絡道路、金沢外環状道路海側幹線、臨港道路大浜御供田線、整備中の大水深岸壁でございます。

今回の変更は、金沢港に近接する埋立地など約25haを、都市計画区域に追加するものであります。

この埋立地は、昭和45年から54年にかけて埋立造成された約100haの用地ですが、造成直後は、工場の立地の見込みがたらず、その後は、その大部分が、ゴルフ場などとして活用が図られていました。

しかし、今回、埋立地の一角に大規模な工場が進出したことから、この工場敷地やふ頭用地、道路などの港湾関係用地を、次に説明する、「栗崎」の市街化区域への編入のタイミングに合わせ都市計画区域に追加することとしたものです。

航空写真で、今回の追加地区を示すとこのようになります。

以上が、金沢都市計画区域の変更内容でございます。

次に、議第1483号「金沢都市計画区域区分の変更について」ご説明致します。お手元の議案書では、11から17ページです。

「区域区分」とは、いわゆる「線引き」と呼ばれている制度で、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地を形成するため、市街化を促進する「市街化区域」と、当分の間、市街化を抑制する「市街化調整区域」とを区分するものです。

こちらのスクリーンをご覧ください。今回の変更は、最初にご説明いたしました、新たに都市計画区域に追加する「大野町新町地区」と現在、調整区域等となっている「栗崎地区」の合計約39haを市街化区域に編入するものです。

両地区とも、金沢港周辺の工業団地に隣接し、ふ頭用地や道路などの港湾関連施設が整備され、今後も工業の集積が見込まれることから、今回、市街化区域に編入するものです。

当地区の上位計画の位置づけについて、ご説明いたします。

平成19年3月に策定されました「石川県新長期構想（改訂版）」において、「重要港湾の国際物流拠点化を推進するとともに、広く国内外からの港湾活用型企業の誘致を進め、集積を図る」とされています。

また、平成16年5月に県が策定した「都市計画区域マスタープラン」においては「金沢港周辺において、新工業団地を、引き続き整備を促進する」とされていることから、当都市計画案については、上位計画とも整合しております。

なお、今回市街化区域に編入する区域については、立地する工場の生産環境を保全するため、市が、用途地域として、周辺工業団地と同じ、工業専用地域に指定することとしています。用途地域の指定については、2月26日に「金沢市都市計画審議会」で審議され、了承されております。

航空写真で、都市計画区域に指定した「大野町新町地区」に併せ、市街化調整区域等の「栗崎地区」を市街化区域に編入する地区を示すと、このようになります。

以上が、金沢都市計画区域区分の変更内容です。

なお、2月8日から2月22日の期間、都市計画（案）を縦覧致しましたが、意見書の提出はございませんでした。

金沢港関係の都市計画変更の最後として、議 第 1 4 8 6 号「金沢都市計画臨港地区の変更について」ご説明致します。お手元の議案書では、39ページから41ページです。

臨港地区とは、港湾を適切に管理運営するため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域の区域を定めたもので、港湾施設、臨海工場など港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域などがございます。

なお、臨港地区の指定により、工場等の新設など一定の行為に対しては、届出をさせ、港湾機能に支障がある場合は、勧告や変更命令を行うことができるようになります。

ちなみに、県内には現在、金沢港を初め全部で10港の臨港地区がございます。

こちらのスクリーンをご覧ください。今回の変更は、新たに都市計画区域に追加し、市街化区域とする「大野町新町地区」と現在、市街化調整区域から市街化区域に編入する「粟崎地区」に加え、既に工業専用地域となっている地区を併せた、約64haについて、適切な管理運営を行うため、臨港地区に指定するものです。

これにより、「金沢港臨港地区」の面積は、約328ha から約392ha となります。

当地区の上位計画の位置づけについてご説明致します。当該臨港地区の指定は、昨年12月18日に開催された「石川県地方港湾審議会」において決定されました、新しい「金沢港港湾計画」に従い、行うものでございます。

都市計画区域に追加した「大野町新町地区」、市街化区域に編入した「粟崎地区」、そして、現在、石油関係の企業が立地する既存の工業地も含め、臨港地区に指定する範囲を、航空写真で示すとこのようになります。

以上が、金沢都市計画臨港地区の変更内容です。

なお、2月8日から2月22日の期間、都市計画(案)を縦覧致しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上のとおり、議第1482号 金沢都市計画区域の変更、1483号 金沢都市計画区域区分の変更及び1486号 金沢都市計画臨港地区の変更につきましては、続けてご説明させて頂きました。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

会 長： 特にありませんね。ご意見特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、議案第1484号「松任都市計画区域区分の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1484号「松任都市計画区域区分の変更について」ご説明致します。

お手元の議案書では、19ページから25ページです。

こちらのスクリーンをご覧ください。北陸自動車道、金沢外環状道路海側幹線、一般国道8号線、JR北陸本線。

今回の変更は、白山市北部に位置し、北部工業団地と旭工業団地に囲まれた区域の約23.5haを、市街化区域に編入するものです。

近年、好調な製造業出荷等を中心に工場立地の需要が高まっており、また、地域の雇用の創出、地方公共団体の税収確保など、地域活性化のためには、企業誘致は不可欠であるということから、白山市が、海側環線などの交通利便性も良く、既存工業団地にも近接した当地区での工業団地整備を計画していました。

今回、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、新たに市街化区域に編入するものです。

当地区の上位計画での位置付けについて、ご説明致します。まず、平成18年12月に策定されました「白山市総合計画」には、「新たな企業立地の受け皿や立地企業の規模拡大のための工業団地の整備を、周辺土地利用との調和を図りながら進める」とされており、「県都市計画区域マスタープラン」には、「北部工業団地に隣接する竹松地区については、一体的な工業専用地域としての土地利用を図る」とされていることから、当都市計画案は、上位計画とも整合していると考えます。

今回の市街化区域への編入に併せ、立地する工場の生産環境を保全するため、市が「工業専用地域」に指定することとしています。また、県道倉部成線や二級河川倉部川を除いた20.5haの区域を、市が土地区画整理事業区域として都市計画決定することとしています。用途地域の指定及び土地区画整理事業区域の決定については、2月28日の「白山市都市計画審議会」で審議され、了承を得ております。

航空写真で、旭工業団地西部地区の位置を示すとこのようになりますが、既存の工業団地に挟まれた場所であるということが伺えると思います。

以上が、松任都市計画区域区分の変更内容です。

なお、2月8日から2月22日の期間、都市計画（案）を縦覧致しましたが、意見書の提出はございませんでした。

これで、説明を終わります。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問はありませんか。

会 長： それでは、ご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。

次に、議案第1485号「小松能美都市計画区域区分の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1485号「小松能美都市計画区域区分の変更について」ご説明いた

します。お手元の議案書では、27ページから37ページです。

この案件は、小松能美都市計画区域において、小松市、能美市それぞれに、区域区分の変更地区があり、変更地区も離れていることから、小松市と能美市の案件を、別々に説明させていただきます。

それでは、まず、小松市分についてご説明いたします。

こちらのスクリーンをご覧ください。小松空港、北陸自動車道、一般国道8号線、南加賀道路、JR北陸本線でございます。今回の変更は、小松市分については、小松工業団地に隣接する、「小松鉄工団地地区」の約2.9haと、南部工業団地に隣接する「串地区」の約20.4haを、市街化区域に編入するものです。

先ほども申し上げましたとおり、地域活性化のためには、企業の誘致は不可欠であることから、小松市が、国際物流基地化を目指す「小松空港」に近い「小松鉄工団地地区」及び、県でも有数の製造業の集積地である「南部工業団地」に隣接する「串地区」について、工業団地の整備を計画しています。

「小松鉄工団地地区」については、既に宅地化がされ、早期に工業地になることが見込まれること、また、「串地区」は、開発行為による計画的な市街地整備が確実となったことから、今回、新たに市街化区域に編入するものです。

上位計画の位置づけについて、ご説明致します。平成14年3月に策定されました「小松市まちづくり計画」においては、「串や小松工業団地などでの産業用地の確保、企業立地への支援策の充実を図る」こととしており、「県都市計画区域マスタープラン」においても「小松空港周辺の小松工業団地、南部工業団地などとこれらの周辺に工業地を配置し、基盤整備と施設誘致に努める」となっており、当都市計画案は、上位計画とも整合しています。

今回の市街化区域への編入に併せて、市が、用途地域を指定致します。「小松鉄工団地地区」は、「工業専用地域」とすることとしております。「串地区」は、隣接する既存の南部工業団地に併せ、「工業地域」とすることとしております。なお、用途地域の指定については、今週の3月18日の「小松市都市計画審議会」で審議され、了承されております。

航空写真で、「小松鉄工団地地区」の位置を示すと、このようになります。「串地区」の位置を示すとこのようになります。両地区とも市街化区域に隣接した場所にあることが伺えます。

次に、能美市分についてご説明致します。手取川、北陸自動車道、一般国道8号、JR北陸本線。今回の変更は、赤井工業団地に隣接する「赤井・西任田地区」の約25.2haを、市街化区域に編入するものです。

能美市も、新市としての発展、活性化のためには、企業の誘致は不可欠であると考えており、国道8号線に接しているという交通の利便性の高い当地区での新たな工業団地の造成を計画しておりました。

今回、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、新たに市街化区域に編入するものでございます。

上記計画の位置づけについて、ご説明いたします。平成19年3月に策定されました、「能美市総合計画」において、当地区を含む市の北部地区が、既存の産業集積を活かし、さらなる企業誘致を推進するなど産業立地環境の一層の向上を図る「産業振興ゾーン」に位置づけられております。また、「県都市計画区域マスタープラン」においては「新工業地は、交通の便利な一般国道8号等、幹線道路の隣接地である栗生地区について整備拡充を図る」とされていることから、当都市計画案は、上位計画とも整合しています。

赤井・西任田地区には、市が、隣接する既存の赤井や栗生工業団地にあわせ、「工業地域」を指定することとしております。なお、用途地域の指定については、2月28日に能美市都市計画審議会で審議され、了承されております。

航空写真で、位置を示すとこのようになりますが、既存の工業団地に隣接した地区であることが伺えます。

以上が、小松能美都市計画区域区分の変更内容です。

なお、2月8日から2月22日の期間、都市計画(案)を縦覧いたしました。意見書の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

会 長： 特にご意見もないようですから、本案はご承認いただいたものといたします。

次に、議案第1487号「穴水都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議案第1487号「穴水都市計画道路の変更について」をご説明致します。

議案書は43～45ページになります。

こちらのスクリーンでご説明いたします。

7・6・2号 大町通り線の新規決定であります。

こちらの図で、紫色が国道249号、こちらが県道の七尾輪島線、とその他県道が緑色であります。黒色の点線が下の方に出来ますけど、のと鉄道、穴水駅になります。穴水町役場はこちらになります。

今回の案件は、穴水駅前と県道の七尾輪島線を結ぶ「大町通り線」を新たに都市計画決定するものです。この図で赤色で表示されております。

穴水駅周辺地区は、約1km程度の範囲に商店や飲食店が集まっている地区であり、穴水町の中心商店街を形成していますが、

平成19年3月25日の能登半島地震により、多くの家屋が損壊し、県内でも最も被害の大きかった地域の一つとなっております。

こちらの図面が、被災の大きかったエリアでございます。今回の計画対象地が含まれております。

次にこちらが拡大図でございますけれども、当地域におきましては、震災からの早期の復興を目指すため、「穴水町復興計画」に基づき、土地区画整理事業を中心として、まちの再生を進めることとなります。この図で緑色で描かれたのが、区画整理事業エリアでございます。

今回の都市計画道路の案件は、区画整理事業と一体となって、防災機能の向上や、歩行者の利便性、安全性の向上、さらには賑わいの再生を図るために、穴水駅から穴水町中央商店街を結ぶ延長約 205m の区間でございます、「大町通り線」として都市計画決定するものです。

次にこの道路の道路幅員についてご説明いたします。

図面の上が一般部の断面図でございます。歩行者利用に配慮した 2.0m の両側歩道を確保し、車道については、自動車の計画交通量が少ないと想定されることから、車道幅を 3.0m とし、全体で 8.0m の道路を計画いたしました。また、下の図の様に、一部区間において車のすれ違い空間を確保しまして、交通の円滑化にも配慮したいと考えております。

次に、こちらが、道路完成後のイメージのパースでございます。この図で道路の向こう側が穴水駅方向になります。このイメージ図を基に、今後地元の住民の方々とも協議しながら、具体的な道路の形・デザイン、沿道の街並み景観の形成に努めていくこととなります。

写真をお出しいたします。こちらが起点部の駅付近から商店街側を望んだ写真になります。赤色で今出ますけど、これが計画幅員 8 m の区域です。手前は現在、道路がございまして。

次に、こちらの図面につきましては、震災復興の支援事業を記載した図面でございます。今回の大町通り線につきましては、新年度、県の都市計画事業として、復興のシンボルとなる道路整備を進めることとなります。

また、区画整理事業を中心としまして、本町通り線や、県道穴水刃地線も県事業で道路拡幅が行われることとなります。また、真名井川につきましても災害復旧に併せ水辺空間の整備が進められることとなります。

さらに、住宅再建を促進するため、区画整理事業地内に「能登ふるさとモデル住宅」も建設されることとなっております。

以上のように、穴水中心部の市街地の復興に向け、道路・河川・住宅再建が一体となったまちづくりが今後本格化することとなります。

以上が、大町通り線の説明でございます。

なお、この変更案につきましては、平成 20 年 2 月 15 日より 2 月 29 日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出は、ございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

会 長： 特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、議案第 1488 号「金沢都市計画道路の変更について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議第 1488 号「金沢都市計画道路の変更について」をご説明致します。

議案書は 47～49 ページになります。

3・4・16 号 本町玉川町線の変更であります。

スクリーンをご覧ください。

この図で、こちらが、JR 北陸本線と金沢駅です。こちらが金沢駅通り線、金石街道線になります。橙色、オレンジ色で示すのが「リファーレ」、再開発ビルの「リファーレ」、でこちらが玉川図書館になります。赤色で示すこの区間が、本町玉川町線になります。

今回の案件につきましては、本町玉川町線のうち白銀交差点、金石街道の白銀交差点から玉川町交差点までの延長 360m の区間について変更を行うものです。

拡大した平面図をご覧ください。上が白銀交差点、下が玉川町交差点になります。変更により青色部分が計画を削除する区域、赤色が計画に追加される区域となります。

本路線沿線につきましては、都市計画の用途地区が近隣商業地域に指定されておりまして、当初、沿道に商業店舗が立地されることを想定しておりましたけれども、現況につきましては、住宅や事務所が主で商業店舗が少なく、荷下ろし等の車の停車も多くないことから、今回幅員の見直しを行いました。沿道土地利用に応じた適正な道路計画とするものでございます。

また、玉川町交差点付近では、現在ある道、道路を活用するため線形の変更を行い、白銀交差点付近では、一部区域を拡大して、安全で円滑な交通の確保を行うものでございます。

道路幅員についてご説明いたします。

上、今出ましたのが、変更前の幅員 16.0m の道路の断面図です。そして、こちらが、今回、見直して幅員 14.0m の標準断面図となります。

赤色で示してありますが、車道や歩道の幅員に変更ございませんけれども、停車帯 1m50(cm)を 0.5m に変更するものでございます。

次に、線形変更のご説明をいたします。玉川町交差点付近で現在の計画というのは、変更前とあるように五差路の変則交差点ができることになっておりました。また、三角形の変形的な街区も発生することになっておりました。平成 18 年に、玉川町より南側の区間を都市計画道路の廃止を行いました、これに接続する計画もなくなったこともありまして、今回幅員の変更と併せて、現在ある道を活用した線形に変更して、円滑な交通の確保するものでございます。

次に現地の写真を見ていただきます。

白銀交差点から、玉川町方面を望んだ写真でございます。

次に、玉川町交差点から金沢駅方面を望んだ写真でございます。ここの部分は現在ある道路でございます、ここに計画が変更となることとなります。

以上が、本町玉川町線の変更内容の説明でございます。

なお、この変更案につきましては、平成 20 年 2 月 8 日より 2 月 22 日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出は、ございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

会 長： 特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、議案第 1489 号「小松能美都市計画道路の変更について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議案第 1489 号「小松能美都市計画道路の変更について」をご説明致します。

議案書は 51 ページ～53 ページになります。

3・5・56 号 粟津井口線の変更であります。

スクリーンをご覧下さい。

こちらの図で、紫色が国道 8 号で国道 8 号の粟津 IC があります。黒色の点線が JR 北陸本線、粟津駅、緑色が県道になります。

こちらが、粟津井口線の決定済み区間 900m で昨年 5 月の当審議会で審議頂きました。

ここ、今出ますのが今回の変更で 660m 延伸する区間となります。

当該区間につきましては、主要地方道の小松山中線でもあり、国道 8 号小松バイパスから粟津温泉・山代温泉を通り山中温泉に至る幹線道路でございます。

変更区間の沿線周辺には、住宅団地や粟津小学校があり、南部中学校、北陸大谷高校などへの通学路ともなっております。

今回の変更につきましては、国道 8 号小松 BP から温泉街入り口の区間について、沿道利用者の安全で円滑な交通の確保を目的として、追加決定するものでございます。

平面図でございます。

今回追加する井口町から津波倉町までの 660m 区間は赤で表示している区間です。こちらが既に決定済みの区間になります。下の方でございます。

現状、現在は、片側歩道となっておりますけれども、通学路でございます、自転車等も多く、今回、両側歩道と植樹空間を設け、円滑で安全な交通の確保、粟津温泉のエントランスに相応しい空間の形成を図るため、計画延長を 900m から 1560m に変更するものでございます。

また、終点位置が井口町から津波倉町に変更となることから都市計画道路の路線の名称を粟津井口線から粟津津波倉線に変更いたします。

道路幅員についてご説明いたします。

計画幅員につきましては、車道部 3m25(cm)の2車線とし、両側に植樹の幅も含んだ 3m50(cm)の歩道を設け、全体で 15m となります。

現況の写真をご説明いたします。

こちらが今回追加する区間の栗津小学校から小松 BP の方を望んだ写真になります。

現在右側にしか歩道ございませんけども、赤色の部分を拡大する形になります。

次に終点部の小松 BP 付近から栗津温泉の方向を望んだ写真です。赤色の部分が、計画区域になります。この部分につきましては、約 160m 国道 8 号小松バイパスの整備に併せて、既に両側歩道で整備が終わっております。

最後に栗津温泉につきましては温泉街の活性化に向け、今年度から栗津まちなか線の整備に取り組んでおります。今回の変更区間についても、新年度県事業で、詳細設計などを進め、地区全体の交通環境の改善や温泉街の活性化に取り組んでいくこととしております。

以上が、栗津津波倉線の変更内容の説明でございます。

なお、この変更案につきましては、平成 20 年 2 月 8 日より 2 月 22 日まで、縦覧に供しましたが、意見書の提出は、ございませんでした。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんですか。

会 長： 特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、議案第 1490 号「加賀都市計画道路の変更について」を上程します。
事務局から説明して下さい。

事務局： 議第 1490 号「加賀都市計画道路の変更について」をご説明致します。

議案書 55 ページ～59 ページになります。

本案件は、3・3・1 号加賀国道線の変更であります。

スクリーンをご覧下さい。

この図で、出ておりますけども、黄色が北陸自動車道、JR 北陸本線がこちらになります。柴山渦となります。

国道 8 号である都市計画道路加賀国道線は、加賀市箱宮から北陸自動車道の加賀インター付近の加賀市熊坂町までを結ぶ延長約 11.9km の都市間交通の骨格を成す主要な幹線道路であります。

また、加賀国道線のうち加賀市黒瀬から箱宮までの 6.4km につきましては、平成 11 年から 13 年にかけて地域住民の方々の参加によるパブリックインボルブメントいわゆる PI 方式により、道路計画の策定を行い、それに基づき平成 15 年に都市計画の決定を行っております。

現在、国土交通省が国道 8 号の拡幅事業に着手しております、今回の変更は、この 6.4km 区間の主要な交差点につきまして、隅切り部分を追加する内

容になります。

平成 15 年の都市計画決定時は、本線部のみ、本線部の幅のみの決定を行っておりましたが、分校交差点から中代南交差点の 8 箇所の交差点につきまして、測量や設計の実施及び交差道路の管理者や交通管理者等の関係機関協議が整ったことから、安全で円滑な車両や歩行者、自転車の通行確保のため、交差点隅切り部区域の追加を行うものでございます。

もう少し大きな図面を出します。交差点箇所図になります。

小松市側、図で右側の方から、分校交差点、分校南交差点、松山、桑原、西島、加茂北、中代、中代南の 8 箇所の交差点となります。

次に交差点計画図を示します。時間の関係もございまして、詳細に各交差点ごとに説明は省略させていただきますけれども、各交差点とも道路構造令等に基づきまして、適正な車両の設定、車両の回転半径を設定しまして、車両が安全で円滑に交差点を曲がれるように、また、歩行者や自転車が安全に交差点を横断できるように設計してございます。

今回の変更に基づき、国土交通省では平成 20 年度から中代南交差点、中代交差点周辺と随時用地買収に入るものと聞いております。

以上が、加賀国道線の変更内容の説明でございます。

なお、この変更案については、平成 20 年 2 月 26 日より 3 月 11 日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出は、ございませんでした。

以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

会 長： 特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、議案第 1491 号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議第 1491 号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」をご説明いたします。

議案書は 61 ページから 63 ページになります。

スクリーンをご覧下さい。

今回の案件につきましては、建築基準法第 51 条のただし書きの規定により、「都市計画区域内における産業廃棄物中間処理施設などの特殊建築物は、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に新築もしくは増築できる。」と規定されているため、特定行政庁である金沢市から依頼を受けまして、本審議に付議するものです。

議案の説明に入ります。

こちらが河北潟になります。

緑色の実線が能登有料道路、こちらの実線が都市計画道路東山内灘線、都市計画道路臨港線でございます。運転免許書センターがこちらになります。

赤色が今回の議案となりますアクアクリン株式会社で、場所は金沢市中心部から北側約7.5km、住所は湊1丁目地内に位置し、都市計画上、工業専用地域になります。

当処理場は、医療器具等の感染性の産業廃棄物を処理する中間処理場であり、加熱、滅菌を行った上で、廃材をリサイクルする施設となっており、昨年5月より運転を行っております。

今回、運転時間を延長することで処理能力が増加し、プラスチックの破砕施設が許可対象となったことから当審議会への付議が必要となったものです。

続いて、こちらが新旧対照表になります。

今回の破砕施設につきましては、黄色で示してある部分になります。廃プラスチック類の処理能力は1日当たり4.7tから今回、14.1tとなります。

当該施設は、医療系の廃プラスチック類を破砕後、固形燃料にする施設で、処理後は他の工場で燃料としてリサイクルされることとなります。

周辺の拡大図をご覧ください。

赤く囲んだ区域が工場となります。都市計画区域内の工業専用地域に位置しており、付近に住宅等はなく、破砕施設は建物の中に設置されることとなります。

黄色の部分が臨港線の道路区域になります。

変更後、搬入搬出車両台数はほとんど変わりなく、交通上の支障はありません。

次にこちらが平面図となります。赤く囲んだ区域が処理場の建物であります。こちらが車両出入り口となっております、緑色の区域は緑地となります。敷地の周囲及び敷地内に約3%を設けております。

処理場内部状況としまして黄色の部分が滅菌する施設、赤色の部分が今回許可対象となっておりますプラスチックを破砕する施設になります。

次に、臨港線から処理場を望んだ写真になります。

次にこちらが搬入出口の状況となります。

続いて、関係機関等への説明及び調整状況についてご説明いたします。

当該許可申請にあたり、隣接の会社に対する説明を終えており、同意を得ております。

また、周辺環境への影響については、生活環境への影響を調査した結果、

周辺への影響はないと評価され、金沢市の環境部局の事前審査を終了しております。

さらに、金沢市からは、都市計画上の観点から支障なしとの意見も得ております。

以上のことから、当案件については、都市計画上支障はないと判断しております。

以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 他にご意見もないようですので、本案をご承認いただいたものとします。

次に、議案第1492号「都市計画区域内の用途地域が定められていない区域における容積率等の変更について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： それでは、議案第1492号「都市計画区域内の用途地域が定められていない区域における容積率等の指定の変更について」ご説明いたします。お手元の議案書では65ページから67ページになります。

この案件は、輪島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の変更に関するものでございます。

スクリーンのほうをご覧下さい。

まず、都市計画区域内の建築形態制限について、簡単にご説明させていただきます。建築の建ぺい率や容積率につきましては、現在、各市町が、都市計画法の規定に基づいて、用途地域の指定の中で決定しているものと、特定行政庁が、建築基準法の規定に基づいて、用途地域の指定の無い地域、いわゆる白地地域につきましては、地域の実情を勘案しながら、数値基準を指定しているものがあります。

これらの指定基準につきましては、石川県では、一般基準地区と特殊基準地区に使い分けて指定しております。この特殊基準地区につきましては、地域の実情を勘案しまして、スポット的に指定するものでございます。具体的には、旧市街地などの密集度が高い地区に対して、密集度に応じて指定しております。

これは輪島都市計画区域の位置関係と、平成16年に県が指定しました白地地域の建築形態制限の地域を表したものでございます。市街地の中心にあります輪島市庁舎、それから現在整備がすすめられておりますマリンタウン、国道249号線、それから県道1号線になります。

指定当時、輪島都市計画区域のうち、薄い緑の部分を一一般基準地区としまして、建ぺい率60%、容積率200%、そして紫色の部分将来用途地域の指定を行うことを条件に、暫定的に特殊基準地域として建ぺい率70%、

容積率400%としておりました。

今回の変更の内容としましては、輪島市が行いました用途地域の指定と整合性を図るため、用途地域を指定された部分、赤色で囲ってありますが、この部分を外します。それから指定から外れた特殊基準地域の残地、オレンジ色の部分、画面上では緑色で囲ってありますが、このものにつきまして、他の一般基準地域と合わせまして、建ぺい率60%、容積率を200%と整理するものでございます。

以上で説明を終わります。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委 員： 輪島というのは、割と宅地面積の少ない所だろうという認識があるんですけども、建ぺい率60%と70%と区別した理由はどこにあるんですか。全部同じ基準にしてもいいんですが。

事務局： 旧市街地のほうにつきましては、かなり建物が密集しておりますので、一律の60%としますと、適合できないものが多くなるので、そういったことから、市街地を形成しているものについては、基本的に70%となっております。

委 員： オレンジ色のところは60%でしょ。

事務局： 今回60%とさせていただきましたけれども、これにつきましては、用途地域を指定しました輪島市のほうでは、調査の結果、当時と土地利用の状況が少し変わってきた、それから、農政部局との協議の中で、区域の設定が多少ずれてしまったということです。

委 員： 矛盾は無いんですか。

事務局： はい、現地のほうでも、農地が多く、密集度が高い地域がございませんので、問題ないと考えます。

会 長： 他にご意見、ご質問ございませんか。

特にないようですので、本案はご承認いただいたものとさせていただきます。

次に、議案第1493号「石川県景観計画等について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議第1493号「石川県景観計画（案）及び石川県眺望計画（案）の意見聴取について」ご説明致します。 資料は、お手元に、別添A3判、9ペー

ジのものがございます。

こちらのスクリーンにより、ご説明します。

本県では、平成5年に景観条例、昭和39年に屋外広告物条例を制定いたしました。これまで積極的に景観施策の推進に取り組んできました。平成17年には景観法の全面施行をされまして、これを契機に、現在、二つの条例を一本化し、景観施策を総合的かつ、強力に推進するための「景観総合条例」の制定作業を進めております。

また、総合条例に基づきまして、「いしかわ景観総合計画」を策定するものであります。これは、県土全域の景観形成に関するマスタープランともいえるものです。この県土全体の総合計画に基づいて、景観計画と眺望計画、この2つを策定するものであり、本来であれば、景観法に基づく、景観計画で十分なんですが、今回、本県の場合、眺望計画について、特に、県独自の規定を設けて、高さ制限などしたいということであり、この2つを合わせて具体的な範囲や制限内容を明示するものであります。

本審議会のご意見をお聴きする根拠ですが、最終的には、県の景観審議会が案を決定することとなり、条例は議会の議決後、公布されますし、それぞれの計画は、条例に合わせて告示がなされることとなります。

都市計画審議会につきましては、景観計画については景観法第9条において、「都市計画区域に係る部分について都市計画審議会の意見を聴取しなければならない」と規定されています。

また、眺望計画についても、現在策定中の景観総合条例の中で、「都市計画審議会の意見を聴取しなければならない」と規定するものであります。

さらに、景観法の第8条で、都市計画マスタープランと景観についての計画が適合しなければならないとございます。今回審議会においての議を経ることでありませんが、意見聴取をするものであります。

まず、総合条例についてご説明いたします。

条例は、前文にはじまり、第九章になっております。

そのうち「条例の特徴」として、「1番目のねらい」として美しい景観を保全・創出し、次世代に継承する。

次は、県内全域で広域的連続的な景観形成を推進する。

さらには、県民の快適な生活環境、地域の活性化などの実現を挙げています。

2番目の、「市町を超えた広域的な景観づくりの推進」そして3番目の、「地域特性に応じた規制・誘導」については、「景観総合計画」を策定するとともに、景観形成重要エリアなどのゾーニング指定により、地域に応じた段階的な規制を行うものであります。

4番目の「眺望景観の保全」では、白山や七尾湾の眺望景観を保全するために、建築物等の高さについて、県条例独自の規定をも盛り込もうとするものであります。

5番目の、「屋外広告物施策との一体的な推進」では、建築物と屋外広告物の規制を整合させることやエコサインを推奨するものです。

6番目の「新たな景観形成手法の導入」では、「景観アセスメント制度の導入」や、「公共事業の景観形成ガイドラインの策定」であります。

最後の7番目の「官民協働の推進体制の充実」では、景観アドバイザーの委嘱やリーダーの育成の支援を盛り込むこととなっています。

少し具体的に、イメージをお話しします。

まず、上は、屋外広告物施策と景観形成施策の一体的実施ということで、屋外広告物の撤去や無電柱化、沿道緑化により、良好な景観づくりをしたイメージ例です。

先ほどお話ししました「エコサイン」としては、良質なデザイン、自然素材の活用、リサイクルへの配慮など景観・環境に配慮した屋外広告物をエコサインと定め、それらの基準の緩和や奨励について推進するものです。

次の「景観アセスメント」は、大きな建築物などについて、計画段階から景観への影響を評価・指導するものでございます

下の「公共事業景観形成ガイドライン」では、県とか、行政が先導的に公共事業による良好な景観の創出を図っていくものです。

二つ目の、総合計画についてご説明します。

総合計画としては、段階的にゾーニングということで、まずは、県全域を「景観エリア」として掲げまして、その中で特に景観の保全とか創出を図る必要があるところ、この図で緑色で書いてある部分ですけれども、例えば広域的・連続的景観を図るところで、能登有料道路、加賀産業道路、能登空港周辺であるとか、眺望景観、文化的な景観、交流拠点景観等、15のエリアを指定します。

もう一つの特色としては、すべての海岸線の海域1km、陸域500mを全線重要エリアに指定したいと考えております。平成10年から能登有料道路等については、重要地域となっておりまして、現行の3地域から15地域に拡充いたします

もう一つが、図で「紫色」ですが、これを「特別エリア」として特に、景観に大きな影響を及ぼす範囲において5地域、能登空港、能登有料道路周辺、加賀産周辺、七尾湾や白山眺望エリアについて新たに定めようとするものであります。

また、「景観形成重点スポット」として、比較的小規模の地区では、市町が主体となって、地域固有の景観を保全・創出すべき地区を指定いたします。

地域の範囲の考え方については、類型別で設定しております。

まず沿道景観では、能登有料道路や加賀産業開発道路など、広域的な景観の中を通る道路については両側2kmを範囲としており、北陸自動車道や国道157号などといったところでは、両側500mを範囲、特に景観形成に配慮すべき範囲として、両側100mないし200mを特別地域の範囲としております。

また、海岸景観、空港景観では地域に応じた範囲を設定しております。

三つ目の、石川県景観計画について説明します。

景観行政団体がありまして、金沢市と加賀市であります。ここが、それぞれ

景観計画を立てることになっていまして、県が一番最初に立てて、その後、計画を立てていくこととなります。県としては、その残りの部分を総合計画に基づいて、具体的なものを決めていくこととなります。総合計画と同様に全域を「景観計画区域」とし、「景観形成重要地域」や「特別地域」を定めます。

景観行政団体とは、景観法に基づく「景観行政を一元的に実施する主体となる行政団体」のことであり、現在県内では、県の他に、中核市である金沢市、県の同意を得た加賀市となっています。今後、七尾市や輪島市、小松市などが増える予定です。

行為の制限に関する事項です。一定規模を超える建築物等を届出対象としており、それぞれの区域に応じた基準により規制誘導を行うものです。

例えば建築物では、通常、建築面積が1,000㎡又は高さが13mを超えるものが届出対象となります。これは現行と同様です。

しかし、景観形成重要地域では500㎡又は13m超、特別地域では200㎡又は10m超が届出対象となります。

現行よりも、かなり届出対象を拡大するものであります。

それぞれの地域において、景観形成基準による規制誘導が違ってきます。

「景観計画区域」においては、例えば、「周辺の景観と調和した形態・意匠とする」など景観への一般的な影響について配慮すべき事項を定めます。

例えば、「景観形成重要地域」では、自然のランドスケープを広範囲に切らないとか、色彩の具体的な数値基準を定めます。

「特別地域」では、さらに色彩の数値基準などの制限を強化しております。

「開発行為」についても、盛り土や切り土は行わないなどの基準を定めます。

色彩の数値基準については、いわゆるマンセル値で定めます。

色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3つの規定で色は定められています。

重要地域の基準では、全ての色相で明度が8.5以下、彩度が6以下と、明るすぎない、鮮やかすぎない範囲となっており、おおまかで、かつ、客観的な基準で運用していきます。

特別地域では、赤系とか、黄系とか、その他青系によって、すこし暗すぎないものをかけていく。鮮やかさについても若干、その色に合わせてかけていく。そのように考えております。

四つ目の、石川県眺望計画についてご説明します。

これは、木場潟から白山を見たところですが、30度くらいの角度が、白山の山並みが全部見える角度であります。

ポンチ絵でいうオレンジ色の部分を特別地域にして、ここに、高い建物とかを避けていただくこととなります。白山の手前に能美江沼丘陵、中間山地がありますけれども、このところを切らないような高さにし、けばけばしい色を避けるような規制を考えております。

具体的に、木場潟の事例になりますと、木場潟から白山は、40~50kmほど距離があります。建物が気にならない程度の3~5kmのところを規制します。

都市計画区域であるかどうかについては、一応、都市計画区域内のところだけを高さ規制をし、計算をいたしまして、ここだったら、15mの高さは支障にならない。ここだったら、20m、30mといったことで、基準を決める。こういったところについては、住民説明会に何度も足を運ばしていただいて、ご理解をいただいています。

これは、柴山潟地区となります。この地区は全域都市計画区域内で、高さの規制は、20～30mとなります。

もう一つ別所岳から七尾湾、能登島方面を眺める地区です。高さ規制15mとなります。ここは、すべて、都市計画区域外となります。これについても、説明会に8回ほど行きまして、ご理解をいただいております。

届出対象行為については、景観計画とほぼ同様となります。

最後に、都市計画マスタープランとの適合について説明します。

平成16年に、県が都市計画マスタープランを策定したものであり、県下全域の基本的な方針であります。あと、21の都市計画ごとにマスタープランを作っております。この中で、都市計画の5つの目標の中で、景観関係として、「個性ある景観と豊かな自然を活かした都市づくり」がございます。次に10のテーマの中で関係あるものが、8番、9番「個性ある景観の保全・創出」と「自然環境との共生・保全」であります。このマスタープランの中で、目標でいうと「個性ある景観と豊かな自然を活かした都市づくり」では、歴史的な景観の保全や、都市景観、豊かな自然環境の保全・育成といったことが、記載されております。都市計画のテーマといたしましては、「個性ある景観」としては、歴史的な街並みに加えて水・緑を活かした景観の保全、沿道景観などが書いてございます。「自然環境」としては、白山麓であるとか、加賀・能登の海岸線、豊かな自然環境の保全・育成などが記載されております。これにつきましては、今ほどご説明しましたように、景観計画とか眺望計画において、色々な地域指定をしたり、具体的な建築物等の規制、制限を行っているといったところで、概ね適合していると考えております。それと、21のマスタープラン、21の区域について、景観という言葉を探してみました。これをダイジェストで見せしますと、6つほど項目がありまして、海岸景観、田園、農村景観、緑地景観について、景観計画、眺望計画に例えば海岸景観であれば、県全域の海岸線を重要地域に指定する。あるいは、七尾湾については、眺望景観の保全地域に指定している。具体的な制限の中身にしても、自然のランドスケープを切らないとか、こういうような具体的に定めているということで、適合しているのではないかなと。田園、農村については、具体的な勾配屋根を使ったらどうかなど、形態意匠の方で適合していると考えています。水郷景観、街並み景観、沿道景観についても、木場潟、柴山潟の規制であるとか、街並みについては、壁面であるとか細かな基準を設けておりますし、将来的には重点地区というようなことも考えております。沿道景観におきましては、加賀産であるとか、能登有料道路であるとか、特に重要地域、特別地域とすることで、これまで以上に規制していくということで考えております。以上により、景観計画や眺望

計画は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に概ね適合しているものと考えております。

最後に、スケジュールですが、これまで条例検討委員会や景観審議会等において、14回の検討を重ねてきたほか、国や市町との協議・調整を行うとともに、県内各地での住民説明会を16回開催し、県民の理解と協力を求めてまいりました。

また来週から2週間、パブリックコメントも実施する予定であり、これらの意見も参考として、景観審議会などにおいて、条例や計画案の最終的なとりまとめをしたいと考えております。

さらに、6月議会で議決がなされた後は、条例公布から施行まで半年程度の周知期間を設け、説明会の開催やパンフレット・ガイドラインの作成などにより、県民や関係者に対して十分に周知徹底を図る予定であります。

以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

委 員： 景観総合条例になるときに、屋外広告物条例も一緒になるわけですね。景観の規制エリアと屋外広告物の規制エリアを整合していこうということでありますので、今のニュアンスの中では広告物を一切認めないエリアが単純に言うと、景観と整合性をとるために、増えてくるのかなと思います。片方ですね、行政側がお金が厳しいということで、行政が広告を出そうという発想もでてきておるわけです。例えば、資料の3ページにエコサインの模範的な例がでてます。例えば、エコサインの看板を民間の人にコストを出して作ってもらおうと、こんな発想がでてきてもおかしくない時代ではないかなという気がするわけです。せっかく景観総合条例を作ってより明確に基準を作ったわけでありますから、公共の色々な施設の中で景観を配慮しながら、うまく広告を載せていけるといって、逆の面もでてくるのではないかなと。そのあたりに対して、あんまり議論が出ていないのではないかなという気がするわけです。せっかくこの機会にエコサインのこういうところに広告を出した時には、認めようとか、単純に、民間の人が広告を出せないかと問い合わせがきますと、ここは、許可されてませんからと門前払いになってしまうわけです。この際、逆の発想も景観条例の中に、うまく入れていけるような気配りも必要なのではないかなと思うわけなんですけど、ご意見を聞かせて頂きたいとおもいます。

事務局： 2点ほどあったかとおもいます。最初の禁止地域と規制のエリアを合わせるといって、禁止地域が増えてなかなか立てられないのではないかなということですけども、これについては、基本的には確かにそうなんですけど、禁止地域というのは全く何も立てられないのかということではなくて、自分の家の自家広告物、自分の家の看板はここまでいいよと

か、いわゆる野立看板については、もう少し規制しましょうといった少しメリハリをつけて、今の一般的な景観と屋外広告物を一体的に整理していきたいと思ひまして、全く無くなるといったことではございません。景観のことを考えたときには、少し厳しめの屋外広告物の規制が必要かなと考えております。

それと、エコサインのお話しもでました。確かに思いとしては、景観を阻害するものについては、できるだけ、排除、撤去していただこうと、特に違反広告物がすごく多い状況です。実際に民間の人に作って頂くということは、非常に私らも重要なご意見として参考にさせていただければと思ひますが、とにかく良いものを作って、そういうものに対しては、逆に基準を緩和したり、あるいは、何らかの面でインセンティブを与えるようなそういうことを今後、考えていけるようなしくみを考えていきたいと思ひます。

貴重なご意見ありがとうございました。

委員： 是非ですね、今申し上げたようにエコサインとかで、民間のアイデアが最初から広告が認められないから門前払いではなくて、そういうものを配慮できるように条例の中で、知恵を絞っていただきたい。

会長： 今のご意見、しかるべき委員会等でまた検討していただきたいと思ひます。他にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。最後に、事務局のほうから、2件の報告事項がありますので、説明願ひます。

事務局： お配りしてあります資料1「都市計画決定案件（市町決定）一覧表」をご覧下さい。A3横長の資料でございます。

これは、前回の第146回審議会で報告した分以降の、市町村審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。

全体で39件ございますが、このうち前回審議会で報告済みで、その後に決定告示がされたものが11件ございます。番号で言うと1番から11番まででございます。

また、前回審議会以降に市町審議会で審議されたものが28件ございます。このうち、15件は既に決定告示を終えております。

以上でございます。

会

長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会長： 特に意見もないようですので、次の報告事項の説明願ひします。

事務局： お配りしてあります資料2「特殊建築物、産業廃棄物中間処理場の立地状況について」をご覧下さい。

前回都市計画審議会で高山委員の方からご質問のありました金沢市内における産業廃棄物中間処理場等の立地状況について今回ご報告いたします。

今回も議案1つございましたけれども、石川県都市計画審議会の審議を経る必要がある、建築基準法51条ただし書きの産業廃棄物中間処理施設につきまいては、金沢市内に15件あります。

この表につきましては、上の方から、順番に記載してございます。ただし、変更が途中ありましたものは、変更の年月日を書いております。

立地位置としては、2枚目に図面が付いてございますけれども、金沢港周辺が多く、用途地域では工業専用地域で10件、工業地域で1件、市街化調整区域で4件となっており、工業専用地域での立地が主となっております。以上で報告を終わります。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。
他に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては、すべて審議が終了いたしました。
それでは事務局にお返しします。

事務局： 本日は通常より案件が非常に多く、長時間にわたるご審議となったことをお詫び申し上げます。
以上をもちまして、第147回石川県都市計画審議会を閉会といたします。
委員の皆様どうもありがとうございました。